

鞍手町小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、利子補給金を交付し、経営改善を図ろうとする小規模事業者の負担を軽減し、事業活動の安定化・円滑化を図ることを目的とする。

（鞍手町補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係）

第2条 補助金の交付については、鞍手町補助金等交付規則（平成19年4月2日鞍手町規則第12号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 町内で事業活動を営んでいること。
- （2） 納付期限の到来した町税を完納していること。
- （3） 鞍手町商工会会長（以下「商工会長」という。）からの推薦を受け、小規模事業者経営改善資金融資制度要綱（昭和48年中小企業庁第1154号）に基づく資金融資（以下「マル経融資」という。）を受けた小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。）であること。
- （4） 鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過した者。

（交付の制限）

第4条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

- （1） マル経融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- （2） 国が指定する災害等の発生に起因して、国又は地方公共団体から利子補給の交付の対象となるマル経融資に対する金銭的支援を受け、又は受けることが確定しているとき。
- （3） 前号に掲げるもののほか、町長が交付することが適当でないと認めるとき。

（利子補給金額）

第5条 補助金の交付の対象となる利子は、初めて借り入れた日の翌月から起算して1年間分のマル経融資資金に係る利子額で、補助対象者が現に支払っ

た利子（延滞利子を除く。）の合計額の2分の1以内とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。ただし、交付額の上限は50,000円とする。

（利子補給の期間）

第6条 利子補給の期間は、マル経融資の約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して12箇月以内とする。

（利子補給金の交付申請）

第7条 利子補給金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類をマル経融資の約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して14箇月後までに鞍手町商工会を經由して町長に提出しなければならない。

（1） 鞍手町小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付申請書（様式第1号）

（2） 役員等氏名一覧表（別紙1）

（3） 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の発行する利息支払証明書

（4） 公庫の発行する支払済額明細書

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

（決定の通知）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したとき、又は、交付しないことを決定したときは、鞍手町小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第9条 前条による利子補給金交付決定通知を受けた者は、速やかに鞍手町小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第10条 町長は、前条による利子補給交付請求書に基づき、支払請求を受けた日から30日以内に、利子補給金を交付するものとする。

（変更の届出）

第11条 受給者は、利子補給の期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、鞍手町小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給金申請内容変更届出書（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

（1） 住所又は氏名（法人にあっては、所在地、名称又は代表者名）の変更があったとき。

（2） マル経融資の融資条件に変更があったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第12条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させることができる。

(1) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に反したとき。

(3) 各号に掲げるもののほか、町長が認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用)

この要綱の規定は、この要綱施行の日以後に実行された融資から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。